

第9期

概要版

東海村高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

I 計画策定の背景

令和7（2025）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化の進行及び75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少による担い手不足が見込まれています。

国においては、平成12年度に介護保険制度を創設。高齢化の進行により、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化等、それまでの老人福祉・医療制度だけでは補えない介護ニーズを補填すべく、高齢者の地域生活になくしてはならない制度として、定着・発展してきたとともに、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

令和3年度に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

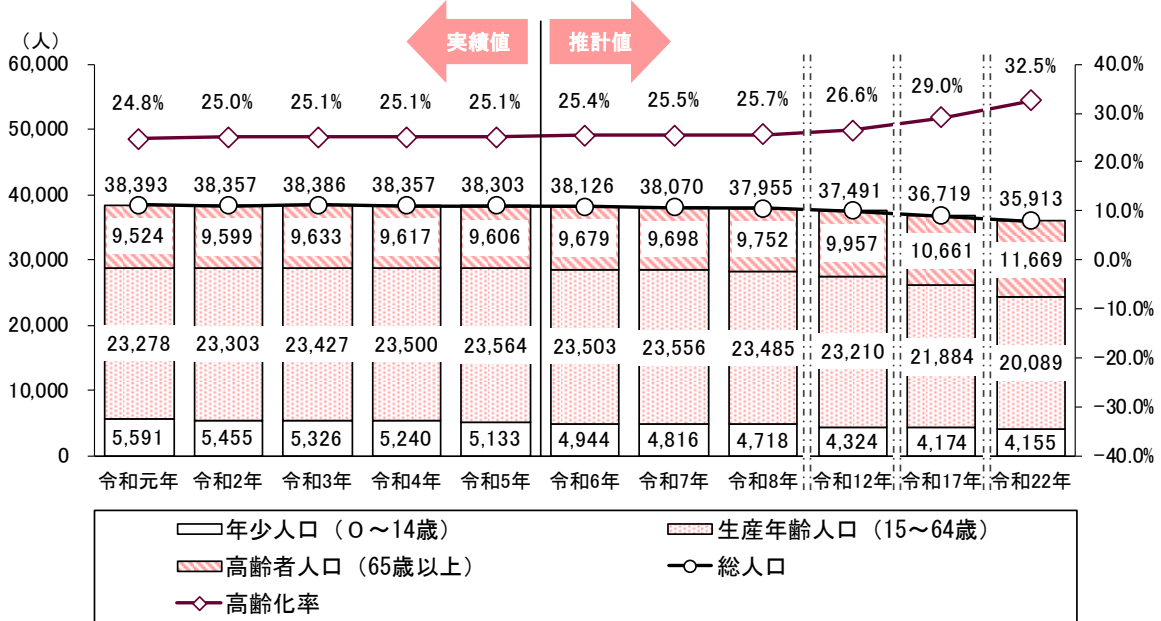
本村においては、令和3年3月に策定した「第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）に基づき、保健福祉サービスの充実や介護保険事業の円滑な運営など計画的に取り組んできましたが、令和5年度で満了を迎える第8期計画は、新型コロナウイルス感染症の発現により高齢者福祉施策の推進に影響を及ぼした施策もみられます。そのため、その影響を踏まえつつ、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、今後は、本村の実情に応じた新時代の到来に相応しい高齢者支援策を講じながら、地域資源とネットワークを生かしたまちづくりを進めていくことが重要と考えます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、地域の人と人、資源が繋がりながら、健やかにいきいきと安心して日常生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和6年度を初年度とする「第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

Ⅱ 東海村の現状と推計

1 総人口の推移と推計

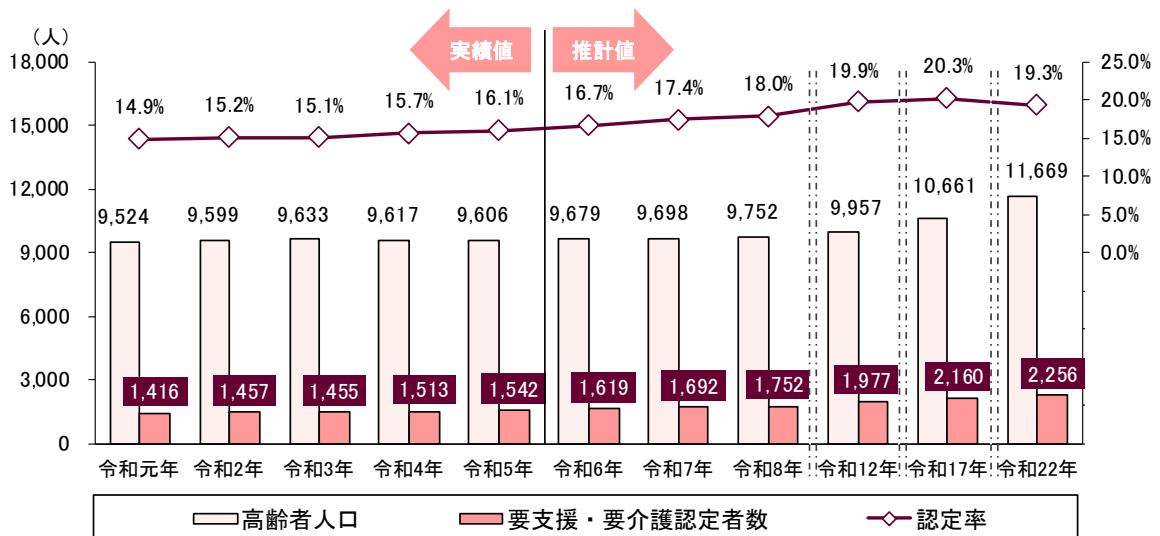
本村の総人口は令和5年10月1日現在、38,303人となっています。高齢者人口は9,606人で、高齢化率は25.1%となっています。将来推計では、令和22年には総人口が35,913人、高齢者人口が11,669人（高齢化率32.5%）になると予測されます。



資料：令和元年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）
推計値は令和2年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

2 要支援・要介護認定者の推移と推計

本村の令和5年9月末日現在の要支援・要介護認定者数は1,542人で、認定率は16.1%となっています。将来推計では、令和22年には要支援・要介護認定者数が2,256人、認定率は19.3%になると予測されます。



資料：令和元年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

Ⅲ 日常生活圏域と地域包括支援センター

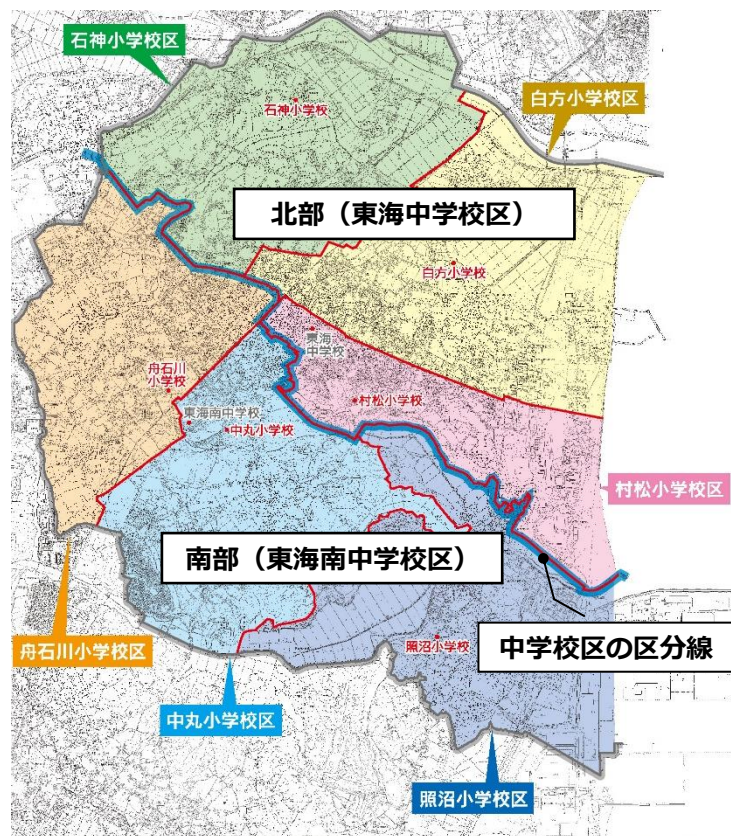
日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するもので、介護保険法第117条第2項第1号に基づき、市町村介護保険事業計画において定めるものとされています。

本村では、地域包括支援センターから各地域へ30分以内で駆けつけられるという地理的条件等を考慮するとともに、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、本村の日常生活圏域は北部（東海中学校区）、南部（東海南中学校区）の2圏域とします。

地域包括支援センターとは

介護が必要にならないよう日常的な健康管理や予防対策の事業に取り組むとともに、介護が必要になったときは適切な介護保険サービスの提供がされているかチェックを行い、中立公正な立場から利用者や事業者の支援に取り組みます。

日常生活での困りごとや介護保険に関する相談・疑問に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが応じます。また、センターへの来所が困難な方には、職員が訪問して相談に応じますので、どんなことでもお気軽にお尋ねください。



東海村地域包括支援センターとは

健康や福祉・医療について何でもご相談ください

【保健師】

～自立した生活を支援します～

- 介護予防に関する相談支援
- 事業対象者・要支援認定を受けた方への支援

【社会福祉士】

～皆さんの権利を守ります～

- 高齢者虐待の相談
- 権利擁護の相談
- 消費者被害についての相談

【主任ケアマネジャー】

～様々な方面から皆さんを支えます～

- ケアマネジャーの後方支援
- 地域の介護課題の解決

※認知症施策の専門員も配置しています。

【認知症地域支援推進員】

～認知症の方へ専門的な立場から支援します～

- 認知症の方やその家族への相談支援
- 認知症施策の推進

IV 計画の基本理念

本村で暮らす高齢者の将来像を共有するため、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

健やかに いきいきと 安心して 暮らせるまち

高齢者が将来を見据えた時、健やかにいきいきと安心して住み続けられると思えるようなまちを目指していきます。前期計画の基本理念を引き継ぐとともに、地域包括ケアシステムの理念である「住み慣れた地域でいつまでも自分らしく過ごせる」まちづくりを目指します。

「健やかに」暮らせるまち

「こころ」と「からだ」の健康づくりの視点から、健やかに日常生活を送ることができる高齢者を増やしていくことを目指します。健康寿命の延伸の啓発や自立に向けた生活能力の育成にも力を入れていきます。

「いきいきと」暮らせるまち

地域の人と人、人と資源がつながりを持ち、いきいきと地域の中で活躍できるような仕組みづくりと、場や機会を増やしていくことを目指します。地域における見守りや自主的な活動の仕組みづくりを図り、活動的な高齢者を増やしていきます。

また、若年層の人材育成に努め、福祉の担い手確保を図っていきます。

「安心して」暮らせるまち

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の人々が、要介護状態になったとしても、住み慣れた自宅など希望する場所で生活を継続できるような仕組み・基盤をつくっていくことを目指します。

日常生活を継続するための支援やその担い手の育成に取り組むとともに、認知症になっても、本人の意思を尊重し、地域でいつまでも生活できるよう、認知症の早期発見・対応の体制強化をはじめ、認知症の人と家族を見守り、支え合う地域づくりなど、共生する社会の実現を推進していきます。

また、自家用車がなくても移動できる手段のあることで、外出の機会を増やし、高齢者の生きがいづくりや介護予防などにつながることから、外出や日常生活を後押しできる移動手段について検討し、関係課と連携しながら実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、近年多発している災害や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、東海村地域防災計画や東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画（災援プラン）、東海村新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、支援体制を強化します。

避難支援が必要な在宅高齢者については、自治会や関係機関等と連携強化を図るなど、支援体制の整備に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行時においては、介護事業所等への支援のほか、連携して在宅高齢者の支援に努めるなど、感染症等発生時の対策について取り組みます。

V 計画の体系

基本理念「健やかに いきいきと 安心して 暮らせるまち」

施策目標 1
高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるようにする

1-1 介護予防・健康づくりの推進

- 1-1-1 健康維持のための介護予防活動の促進
- 1-1-2 機能改善のための介護予防事業の展開
- 1-1-3 心身のリフレッシュと健康づくりの支援

1-2 生きがいづくりの促進

- 1-2-1 生きがいづくりの支援

施策目標 2
高齢者がたとえ支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅など希望する場所で安心して暮らせるようにする

2-1 高齢者を支える地域づくり

- 2-1-1 地域包括ケアの推進 **重点**
- 2-1-2 高齢者をみんなで支え合える仕組みづくり

2-2 高齢者の生活支援

- 2-2-1 高齢者の移動支援の推進 **重点**
- 2-2-2 高齢者が安心できる生活環境の整備

2-3 認知症施策の展開

- 2-3-1 認知症の早期発見・支援の推進 **重点**
- 2-3-2 認知症高齢者を温かく見守る地域づくり **重点**

2-4 家族介護者の支援

- 2-4-1 家族介護者に対する支援

2-5 災害・感染症対策への備え

- 2-5-1 高齢者の災害対策への支援
- 2-5-2 高齢者の感染症対策への支援

2-6 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 2-6-1 介護人材の確保
- 2-6-2 介護現場の生産性向上

施策目標 3
適正なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する

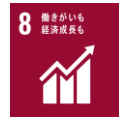
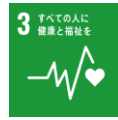
3-1 介護サービス等の見込みと確保

3-2 介護保険事業費と保険料の算定

3-3 給付の適正化と円滑な事業運営

施策目標 1

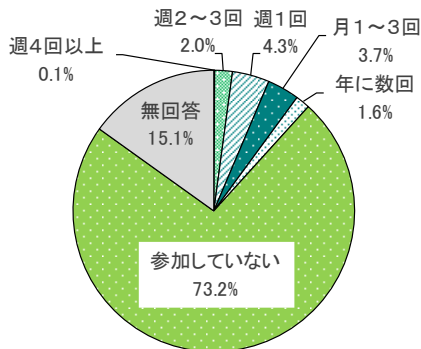
高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるようにする



アンケート調査から見る現状

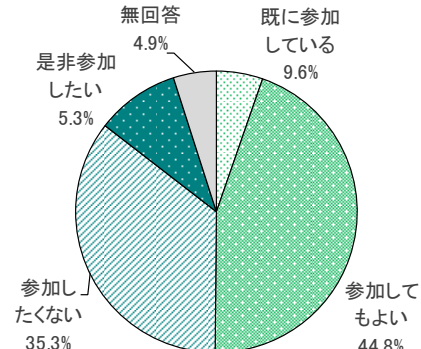
◆介護予防の通いの場への参加状況

介護予防のための通いの場への参加状況については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた『参加している』は約1割となっています。



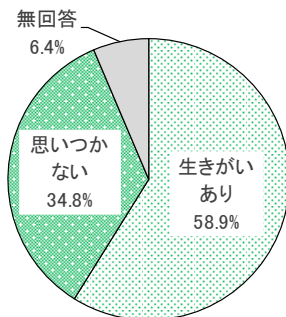
◆参加者として地域活動へ参加する意向

参加者として地域活動（健康づくり活動や趣味等のグループ活動等）へ参加する意向については、約5割の方が前向きな回答をしています。



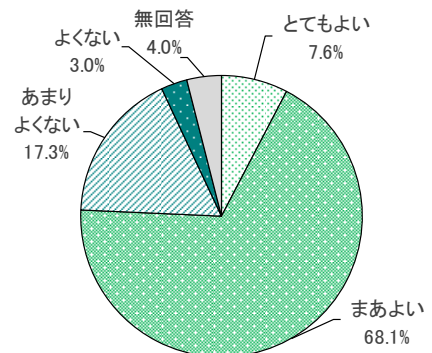
◆生きがいの有無

生きがいの有無については、「生きがいあり」が58.9%、「思いつかない」が34.8%と、「生きがいあり」が24.1ポイント上回っています。



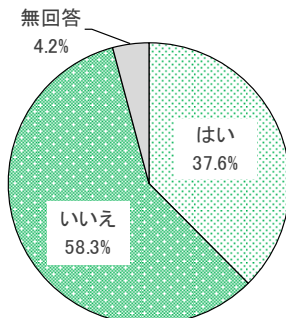
◆現在の健康状態

現在の健康状態については、「とてもよい」と「まあよい」の合計値《よい》が約8割となっています。



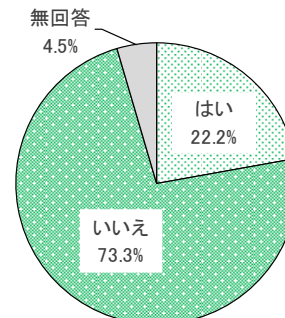
◆この1か月間、ゆううつな気持ちの有無

ゆううつな気持ちの有無については、「はい」が37.6%、「いいえ」が58.3%と、「いいえ」が20.7ポイント上回っています。



◆この1か月間、楽しめない感じの有無

楽しめない感じの有無については、「はい」が22.2%、「いいえ」が73.3%と、「いいえ」が51.1ポイント上回っています。



施策と取組

1-1 介護予防・健康づくりの推進

健康づくりと生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域において地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

主な事業	内容
介護予防把握事業	介護予防チェックリストを実施して、介護予防の取組が必要な方を把握し、適切な介護予防教室や介護予防サービスにつなげます。 また、75歳以上の方を対象とした民生委員による高齢者状況調査により、高齢者の現況を把握するとともに、必要な支援につなげます。
介護予防体操の推進	介護予防・健康維持のため、体操教室等の取組を地域に広げていきます。
介護予防普及啓発事業	【認知症予防教室の開催】 認知症に関する正しい知識や予防に関する取組を普及していくため、教室を実施します。 【介護予防講座の開催】 地域で運動器機能や口腔機能の向上、低栄養状態やうつ予防等介護予防に関する知識や方法を学ぶための講座を開催します。
介護予防アドバイザー等の派遣	サロンなど地域の自主組織活動に専門職等を派遣し、口腔機能改善・低栄養予防・うつ・認知症予防など介護予防のために必要な知識及び自身でできる効果的かつ効率的な取組を指導します。
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、茨城県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業及び健康増進事業等と連携しながら、高齢者の生活習慣病等の重症化予防やフレイル対策を一体的に実施します。

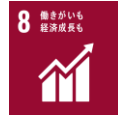
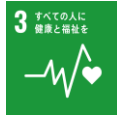
1-2 生きがいづくりの促進

高齢者が、心身ともに健康を保ち、自分の好きなことに取り組んだり、地域社会の中で自分の役割を持って生活できるよう、生きがい活動の場や機会の拡充などに取り組んでいきます。

主な事業	内容
高齢者クラブの支援	健康増進や生きがいづくりの活動、伝統行事などを通じた地域の子どもたちとの世代間交流など、高齢者クラブの自主的な活動を支援します。
シルバー人材センターの支援	シルバー人材センターは、健康や生きがいを求める高齢者が会員となって活動している団体で、清掃、庭木の手入れや除草、大工仕事、塗装、家事援助などの仕事を請け負っています。当該団体の円滑な運営を支援していきます。
敬老祝品の贈呈	これまで長年にわたり社会の発展に尽くしてきた高齢者に心からの敬意と感謝の意を表し、記念品や祝金等を贈呈します。

施策目標 2

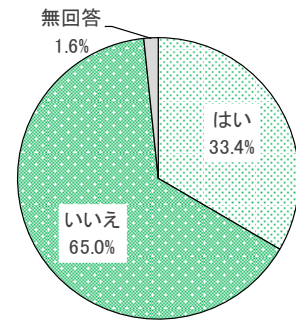
高齢者がたとえ支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅など希望する場所で安心して暮らせるようにする



アンケート調査から見る現状

◆外出の状況

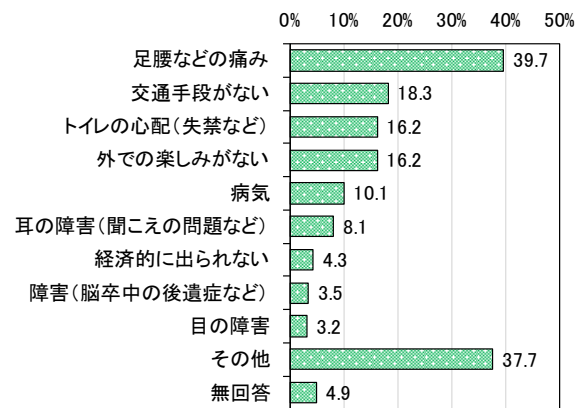
外出の状況については、外出を控えている回答となる「はい」は 33.4%と、約3人に1人が外出を控えている状況となっています。



◆外出を控えている理由

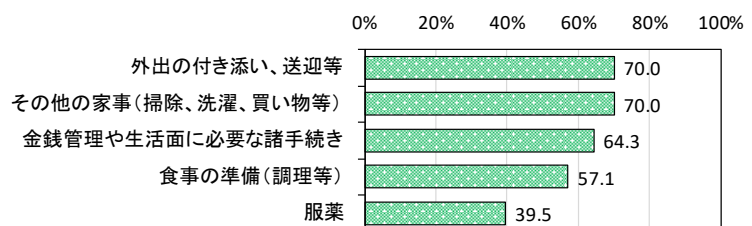
外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が 39.7%で最も高く、次いで「交通手段がない」が 18.3%、「トイレの心配」「外での楽しみがない」がともに 16.2%となっています。

また、「その他」の割合が 37.7%と高くなっていますが、その他の具体的内容をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が大半を占めている状況となっています。



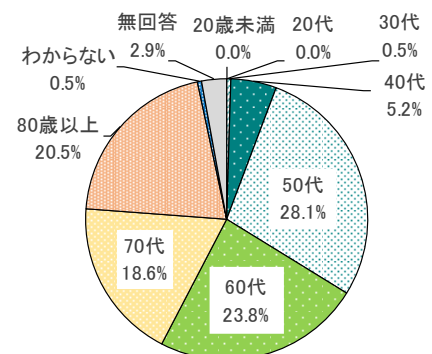
◆主な介護者が行っている介護（上位5位）

主な介護者が行っている介護については、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」がともに 70.0%で最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 64.3%、「食事の準備（調理等）」が 57.1%となっています。日常生活を送るための生活支援が主な介護となっている状況がうかがえます。



◆介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「50代」が 28.1%で最も高く、次いで「60代」が 23.8%、「80歳以上」が 20.5%となっています。60代以上の割合は約6割と、今後の高齢者人口の増加に伴い、老老介護の状況も増加することが予測されます。



施策と取組

2-1 高齢者を支える地域づくり

重点

地域包括ケアシステムの深化に向けて、介護保険や医療保険による公的サービスだけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動などと連携して地域で高齢者を支える体制の構築を図ります。

主な事業	内容
医療と介護の連携の推進	医療と介護に対する理解を深めるための周知・啓発等を行い、在宅医療介護連携推進会議や研修会を通して多職種連携の仕組みづくり、医療と介護の連携体制を整備していきます。
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくりや介護予防に必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、医療、介護、福祉の関係者と連携を図り高齢者の相談対応を行います。 地域包括支援センター運営協議会において、センターにおける各業務の評価等を行い、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保します。
地域支え合い体制整備事業（生活支援体制整備事業）	地域で抱える個別ケースについては、課題を地域の問題として捉え、協議体の場で地域住民等と共有して連携を図りながら、要支援者を支えていく体制づくりが必要です。そのため、課題を共有して協議していく場づくりとそれらを調整するコーディネーターを村社会福祉協議会内に配置し、円滑な運営に努めるとともに、新たな資源開発の実現に向けて担い手同士のネットワーク構築を働きかけています。

2-2 高齢者の生活支援

重点

介護保険の認定を受けた方、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の方を含め、支援を要するすべての方を対象に生活支援事業を実施します。

主な事業	内容
外出支援タクシー利用料金助成事業	移動が困難な高齢者等に対し、日常生活に必要な交通手段の確保及び経済的負担の軽減を行うため、タクシーを利用した際の利用料金の一部助成します。 ・対象者：要支援・要介護認定者 ・助成金額：利用料金の1/2（上限5,000円） ・行先に制限はありませんが、利用は村と契約するタクシー業者による自宅と行先（目的地）間の移動となります。
「移動支援」についての対策協議	高齢者の移動問題について、関係機関・関係課等にて課題や方策等について協議します。
高齢者虐待防止対策の推進	高齢者虐待等の権利侵害から高齢者を守り、安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、虐待防止に関する周知と虐待解消のための支援を行います。
エンディングノートの周知・活用	いつまでも自分らしく生きるために、「人生の最期をどう過ごしたいか」について記しておく「わた史ノート」の周知・活用を進めていきます。

2-3 認知症施策の展開

重点

国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた村民一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

主な事業	内容
認知症初期集中支援推進事業	認知症の疑いや認知症のある方で、医療や介護サービスに繋がっていない方、また、認知症状によって日常生活に過大な支障がある方に対して、専門職により編成された「認知症初期集中支援チーム」が、適切な医療や介護サービスにつながるよう支援をしていきます。
認知症高齢者見守り事業	【あんしん・おかえりネットワーク】 認知症の方が行方不明になった時、見守り協定事業所やその他関係機関に対し、FAX等で周知し、早期発見・保護につなげます。 【おかえりマークの配布】 認知症等により、行方不明になる恐れのある方や過去に行方不明になったことがある方の情報を事前に登録しておくことで、発見保護された際に迅速に家族や支援者に連絡します。
認知症サポーター養成事業	認知症を理解し、認知症の方や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成し、修了者に対して適宜「フォローアップ講座」を実施するとともに、サポーターの実際の活動につなげるための「ステップアップ講座」を開催します。また、若年性認知症を理解するための啓発を行います。
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症に関する普及啓発活動を行うとともに、認知症の方やその家族を支援する相談窓口の周知、認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるような支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図ります。
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症の方の声の収集や情報発信、認知症の方やその家族が希望していることを地域づくりに生かし、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備していきます。

2-4 家族介護者の支援

家族介護者の心身的・経済的負担を軽減するため、介護用品の補助・配達や介護者のリフレッシュ、健康の保持、介護能力向上を図るための支援に努めます。

主な事業	内容
介護に関する講座の開催	在宅での介護や介護保険制度等に関する講座等を開催します。 介護保険制度やエンディングノートに関する出前講座等を行います。
要介護認定者家族介護用品給付事業	在宅で要介護認定者を介護している家族の身体的・精神的苦勞に報いるとともに、経済的支援を図るため、介護用品（オムツ、清拭剤等）を給付します。

2-5 災害・感染症対策への備え

近年、頻発する災害発生状況を踏まえ、災害時に高齢者等を確実に避難ができるための支援体制づくりに取り組みます。新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に移行しましたが、移行後も既存感染症の流行拡大といった脅威は続いています。新型コロナウイルス感染症の流行により培った経験や課題を教訓に、感染症に対するさらなる対応力を強化し、感染症拡大の防止に努め、高齢者の健康維持を推進します。

主な事業	内容
避難行動要支援者の避難支援の推進	「東海村災害時避難行動要支援者避難支援計画（災援プラン）」に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、名簿掲載者の個別避難計画を作成していきます。また、個別避難計画の作成に伴い、避難行動要支援者に対する地域の支援体制づくりを支援していきます。
高齢者の感染及び重症化予防への支援	高齢者を対象に予防接種の費用を助成することで感染症の拡大及び重症化予防を支援します。

2-6 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

介護人材の確保については、介護保険制度の根幹を担っているケアマネジャーの支援を重点的に行い、ケアマネジャーの確保に努めます。また、介護現場の生産性の向上については、介護サービス事業所が連携して考え、解決していくための関係を構築します。

主な事業	内容
ケアマネジャー資格取得支援事業	東海村内で勤務しているケアマネジャーの新規及び更新の際の資格取得費用を助成し、ケアマネジャー数の増加を図ります。
介護サービス事業所総合支援強化事業	介護サービス事業所への個別的な支援でなく、介護サービス事業所全体に影響のある事業を行います。介護サービス事業所からは、内部研修会の手間や水戸市で行われる県の研修会への参加が困難という声がありました。このため、東海村内で介護サービス事業所を集めた合同研修会を開催することで、介護サービスの質の向上を図るとともに、生産性の向上及び介護サービス事業所の研修開催に関する負担軽減を図ります。合同研修会の開催にあたっては介護サービス事業所等と連携して実施します。



施策目標 3

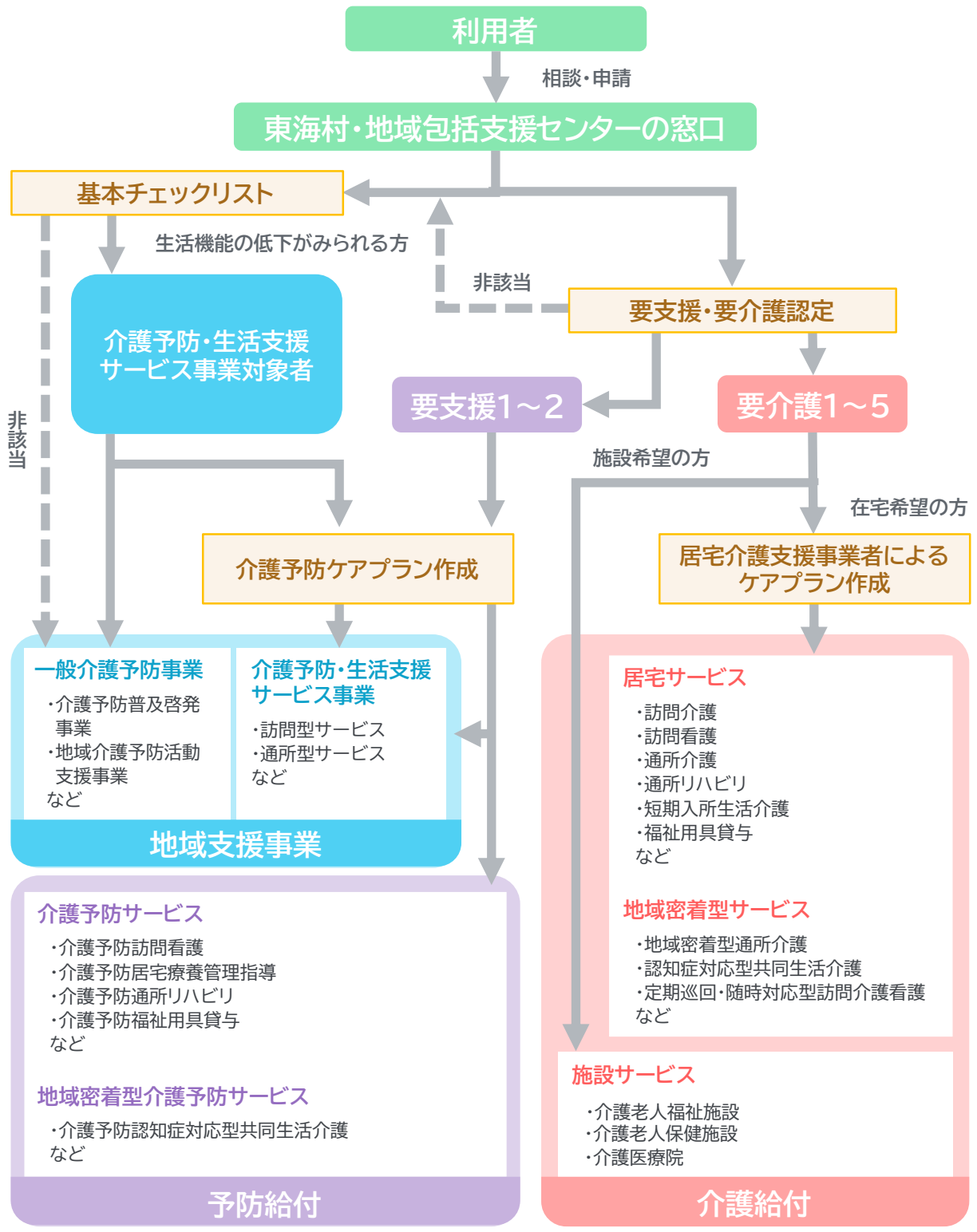
適正なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する

第 1 号被保険者介護保険料

東海村においては、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定します。第9期より国の標準段階が 13 段階に変更になったため、同様に 13 段階とします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (円)	
第 1 段階	●生活保護受給者の方	0.285	17,100	
	世帯全員が住民税非課税			●高齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方
				●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方
第 2 段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超えている方	0.485	29,100	
第 3 段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.685	41,100	
第 4 段階	(世帯に住民税課税者がいる) 本人が住民税非課税	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超えている方	0.900	54,000
第 5 段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超えている方	1.000	60,000
第 6 段階	本人が住民税課税	●前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.200	72,000
第 7 段階		●前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.300	78,000
第 8 段階		●前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.500	90,000
第 9 段階		●前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.700	102,000
第 10 段階		●前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.900	114,000
第 11 段階		●前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.100	126,000
第 12 段階		●前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.300	138,000
第 13 段階		●前年の合計所得金額が 720 万円を超えている方	2.400	144,000

介護保険サービスの種類と利用の流れ



第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】 ～ 健やかに いきいきと 安心して 暮らせるまち ～

発行日：令和6年3月 発行：東海村
 編集：東海村福祉部地域福祉課／東海村福祉部保険課
 〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
 電話 029-282-1711（代表） FAX 029-282-8919